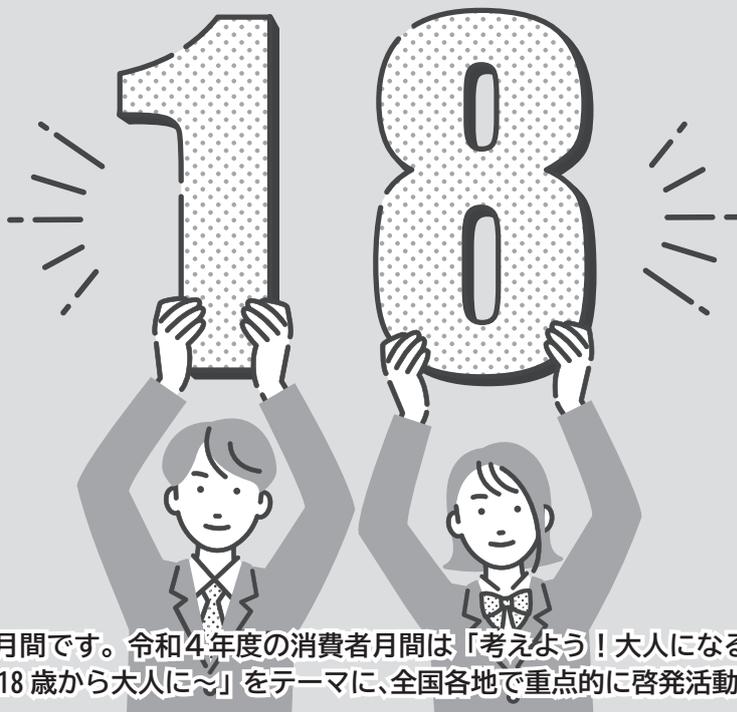


5月は消費者月間です

# 考えよう！ 大人になるとできること、気をつけること



5月は消費者月間です。令和4年度の消費者月間は「考えよう！大人になるとできること、気をつけること～18歳から大人に～」をテーマに、全国各地で重点的に啓発活動が行われています。

## 成年年齢が18歳に

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢が見直されたのは明治時代以来、約140年ぶりです。

平成27年6月には選挙権年齢が18歳に引き下げられるなど、18・19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である「民法」でも議論が行われ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

「民法」が定めている成年年齢は、「ひとりで契約をすることができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という2つの意味があります。したがって、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。さらに、10年有効のパスポートの取得、公認会計士や司法書士などの資格を取得できるようになります。女性が結婚できる年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。

ただし、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止・青少年保護などの観点から、これまでと変わらず20歳のままです。

## 18歳になったらできること 親の同意なしでの契約

- 携帯電話の契約
- クレジットカード作成
- 賃貸契約
- 10年パスポート取得
- 結婚
- 国家資格取得
- 性別変更申立

## 20歳になったらできること (これまでと変わらないこと)

- 飲酒
- たばこ
- 公営ギャンブル
- 国民年金納付義務
- 大・中型免許取得

# 若者がトラブルに遭うきっかけは「美容」「もうけ話」「SNS」です！

## 美容

- エステの無料体験
- 美容医療契約
- 健康食品（ダイエットサプリなど）や化粧品などの定期購入
- ▶その場で契約・施術をしない。サービスの施術前にリスクなどの説明を十分に受けて検討する。
- ▶注文前に返品・解約の条件を確認する。低価格を強調する広告は特に詳細を確認する。

## もうけ話

- 副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」
- 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどのトラブル
- ▶確実にもうかる話はありません！「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- ▶借金をしてまで契約すべきものかよく考える。手数料が発生するリボ払いに注意する。カードの利用明細は必ず確認を。

## SNS

- 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘
- 出会い系サイトやマッチングアプリの出会い系トラブル
- ▶SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重な判断を！SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されトラブルになるケースも。
- ▶出会い系サイトやマッチングアプリなどの規約をよく確認する。

トラブルに遭わないためには？

- ① 軽い気持ちで契約せず、契約前によく考える  
のちのち、後悔しないためにも、事前によく考えましょう。自信がない時は、身内や友人などに相談を！
- ② うまい話ほうのみにせず、きっぱり断る  
「簡単にもうかる」「〇〇%OFF」などインターネット・SNSの広告や書き込みなどをめぐるトラブルが増えています。広告の説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- ③ クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につける  
特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売等の契約では、クーリング・オフができる場合があります。
- ④ 契約をせかす業者や借金を勧める業者には要注意！クレジット契約も慎重に！  
消費者金融からの借金を勧めてくる業者には注意しましょう。
- ⑤ 困ったときは「長門市消費生活センター」に相談を！  
契約によっては、取消や解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困った場合は、自分で抱え込まず、早めに長門市消費生活センターに相談してください。



長門市消費生活センター 扇谷消費生活相談員

### 「困ったな・・・」と思ったら、まずは相談を！

市民活動推進課内に設置している長門市消費生活センターでは、消費生活相談員が助言、あっせん、情報提供などにより、市民の皆さんのトラブル解決に向けたサポートを行っています。

■長門市消費生活センター（市役所1階）  
相談日時 月～金 8:30～17:15  
（祝祭日、年末年始除く）

☎ 23-1115

■消費者ホットライン ☎ 188  
（局番なし）（通話料がかかります）

毎年、開催している成人式は「20歳を祝う式典（仮称）」として、今までと同じように開催する予定です。市民の皆さんから名称などについてご意見をもらうために、アンケートを実施しました。現在、結果を集計中です。

### 成人式は20歳を祝う式典（仮称）となります

市では、18歳となり成年に到達する皆さんを応援するために、大人としての社会参加の促進や、生活上の参考となるように、成年を迎える若者向けの図書を贈呈する予定です。

### 18歳を迎える人に 図書を贈呈します

大人なので、**取り消せません**  
成人として扱われるため、契約を取り消すことができなくなります

令和4年4月から  
成年年齢が  
18歳になりました

大人なので、**契約できます**  
成人として契約を一人で結ぶことができるようになります

大人なので、**必ず確認**  
契約を結ぶ際には、事前に契約内容を確認しましょう

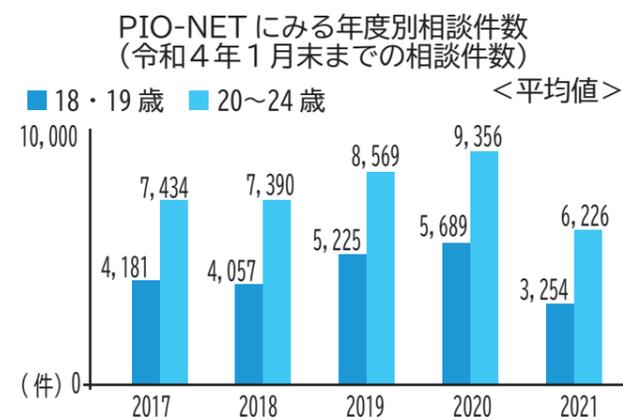
契約や買い物は、**しっかりと「考えて」から**

大人なので、**無理はしない**  
本当に支払ができるのか、自分の収入に見合った買い物を

2022年3月発行：消費者庁啓発ポスターを参考にしています



成年に達すると、住宅賃貸やクレジットカードなどの契約をできるようになると同時に、一度交わした契約は簡単には取り消すことができなくなってしまう。また、できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされないう消費者」になることが重要です。「今だけ」「こっだけ」「自分だけ」の消費行動から、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。



出典：（独）国民生活センター

全国の消費生活センターなどに寄せられる消費生活相談について、過去の調査結果をみると、年齢ごとの平均件数では、未成年（18・19歳）の相談件数（平均値）に比べ、成年に達したばかりの若者（20～24歳）の相談件数（平均値）は大幅に増えています。契約に関する知識や経験が乏しく、内容をよく理解しないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性が低く、社会経験が少なく、保護のない成年を狙い打ちする悪質な業者もいます。